

●香川県教育委員会告示第1号

香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第34条及び第36条の規定により、届出のあった香川県指定史跡赤岡山古墳（昭和49年香川県教育委員会告示第5号（香川県指定史跡の指定））の指定地域の地番の異動及び所有者の変更に伴い、同告示の一部を次のように改正する。

平成31年2月26日

香 川 県 教 育 委 員 会

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
名 称	所 在 地	地 域	所 有 者	名 称	所 在 地	地 域	所 有 者
赤岡山古墳	<u>観音寺市大野原町 中姫字山根37番 1</u>	<u>観音寺市大野原 町中姫字山根37 番 1</u>	<u>観音寺市柞 田町甲1125 番地 2 宮崎美津子</u>	赤岡山古墳	三豊郡大野原町大 字中姫38番地の 2	三豊郡大野原町 大字中姫38番地 の 2 のうち実測 2,657平方メー トル	三豊郡大野 原町大字中 姫34番地 高橋 実